	十五　添加物
	十六　内寄生虫用剤の成分である物質
	十七　病原大腸菌
	十八　腐敗微生物
	十九　ホルモン剤の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含み、法第十一条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定められた物質を除き、原材料に含まれるものに限る。以下この表において同じ。）
魚肉練り製品	一　アニサキス
	二　アフラトキシン
	三　異物
	四　黄色ブドウ球菌
	五　クロストリジウム属菌
	六　殺菌剤
	七　サルモネラ属菌
	八　シュードテラノーバ　セレウス菌
	九　洗浄剤
	十　大複殖門条虫
	十一　腸炎ビブリオ
	十二　添加物
	十三　ヒスタミン（原材料である魚介類又はその加工品に含まれるものに限る。以下この表において同じ。）
	十四　病原大腸菌
	十五　腐敗微生物
容器包装詰加圧加熱殺菌食品	一　アフラトキシン
	二　異物
	三　黄色ブドウ球菌
	四　クロストリジウム属菌
	五　下痢性又は麻痺（ひ）性の貝毒（原材料である貝類又はその加工品に含まれるものに限る。）
	六　抗菌性物質
	七　抗生物質
	八　殺菌剤
	九　重金属及びその化合物
	十　セレウス菌